

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 当事業所の概要

事業所名	茨城町地域包括支援センター
介護保険指定番号	介護予防支援 0803100031 号
設置主体	社会福祉法人 茨城町社会福祉協議会
代表者名	会 長 小 林 宣 夫
所在地	茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1037 番地 1 (茨城町総合福祉センター内)
電話番号	029-292-8577
開設年月日	平成20年4月1日
サービス実施地域	茨城町全域

2 事業所の従業者体制

職 種	勤務形態	人 数	業務内容
センター長兼看護師	常勤兼務	1 名	包括支援センター業務の総括、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務
管理者兼主任介護支援専門員	常勤兼務	1 名	事業所業務の総括、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務
保健師	常勤兼務	1 名	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務
社会福祉士	常勤兼務	2 名	
介護支援専門員	常勤専従	2 名	

3 営業日、営業時間

営業日	月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始

4 事業の目的及び運営の方針等

(1) 事業の目的 (改正法案 介護保険法 第115条の46第1項)

当事業者が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、介護予防を必要とされる高齢者の方々に対し、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

① 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営

むことが出来るよう配慮します。

- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防支援サービス等が特定の種類又は特定の指定介護予防支援サービス事業者等に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- ④ 市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保健施設、指定特定相談支援事業所等との連携に努めます。
- ⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ⑥ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業を提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

当事業所は、介護支援及び介護予防ケアマネジメントとして次のサービスを提供します。

① 介護予防サービス・支援計画の作成

利用者のご自宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業、その他必要な保健・医療・福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス・支援計画を作成します。

② 介護予防サービス・支援計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス・支援計画の目標に沿って、サービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供をうけたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・利用者の意思を踏まえて、要支援認定等に必要な援助を行います。

③ 介護予防サービス・支援計画の変更

利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、または事業者が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画を変更します。

④ 介護予防サービス・支援計画の評価

担当者は、介護予防サービス・支援計画に位置づけた期間が終了する時は、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

(2) 利用料金

① 利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る料金は、原則として利用者負担金はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から給付を受理（法定代理受理）することが出来ない場合、下記に記載する料金のうち該当する費用についていったんお支払いください。

② 介護予防支援に要する料金

項目	金額
介護予防支援	4, 4 2 0 円
初回加算	3, 0 0 0 円
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3, 0 0 0 円
委託連携加算	3, 0 0 0 円

③ 介護予防ケアマネジメントに要する料金

項目	金額
ケアマネジメントA【訪問介護・通所介護相当サービス】	4, 4 2 0 円
ケアマネジメントB【短期集中通所型サービス】	2, 1 2 0 円
初回加算	3, 0 0 0 円
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3, 0 0 0 円
委託連携加算	3, 0 0 0 円

6 利用者の居宅への訪問頻度目安

計画作成担当者が、利用者の状況把握のため利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3箇月に1回となります。（ケアマネジメントBは除く）

ただし、上記以外にも、利用者の状況に著しい変化があったときや、介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の遂行に必要と認められる場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

7 計画作成担当者の変更

(1) 利用者からの変更の申し入れについて

利用者は、事業所に対し、いつでも計画作成担当者の変更を申し入れることができます。

(2) 事業者による変更について

事業者は、利用者による暴言や暴力等の行為により、利用者と委託を受けた指定居宅介護支援事業者間の信頼関係を損壊させ、その関係の改善が見込まれず、計画作成担当者が当該介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを継続し難い状況とな

った場合は、利用者に対し、計画作成担当者を変更することができます。

8 入院時における医療と介護の連携

利用者は、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、計画作成担当者の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくことになります。

9 指定介護予防サービス事業者等の紹介等

利用者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を受けるに当たり、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所を介護予防ケアプランに位置付けた理由についても求めることができます。

10 秘密の保持と個人情報の保護（契約書 10 条参照）

（１）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び担当従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く、利用することはありません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

（２）個人情報の保護について

事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、介護予防支援業務又は介護予防ケアマネジメント業務において、利用者の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報を含む文書については、管理者が責任を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11 業務の委託

当事業所は、業務内容の一部又は全部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。利用者の介護予防サービス・支援計画の作成を担当する事業者については、利用者と協議の上決定します。指定居宅介護支援事業者は、委託業務の実施にあたって、当事業所と同様、契約書第 10 条に定める守秘義務を守ります。

＊居宅介護支援事業者（契約書第 15 条により委託した場合）

事業所の名称	
所在地	
電話番号	

12 苦情の受付について（契約書 12 条参照）

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

当事業所苦情受付窓口	所在地：茨城町大字小堤 1037 番地 1 電話番号：029-292-8577 担当者：管理者 高橋 博子
------------	---

(2) その他苦情等受付機関

茨城町長寿福祉課	所 在 地：茨城町大字小堤１０８０番地 電話番号：０２９－２９２－１１１１
国民健康保健団体連合会	所 在 地：水戸市笠原町９７８－番地２６ 電話番号：０２９－３０１－１５５０

13 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置に講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６箇月に１回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

15 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的の実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を設置します。

虐待防止に関する担当者	管理者 高橋 博子
-------------	-----------

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者に対して本書の重要事項を説明しました。

事業所名 茨城町地域包括支援センター
住 所 茨城県東茨城郡茨城町小堤 1 0 3 7 番地 1
代表者名 社会福祉法人茨城町社会福祉協議会
会 長 小 林 宣 夫

説 明 者

私は、本書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 茨城町

氏 名 _____

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載することにより使用することに同意します。

記

1 使用する目的

個人情報は、地域包括支援センター又は業務委託先居宅介護支援事業所が、介護保険法に関する法令に従い、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント作成に必要な場合及びこれに沿ったサービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議、介護支援専門員や事業担当者、事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合に使用するものとする。

2 使用条件

- （１）個人情報の使用は、１に記載する目的の範囲内で行うこととし、関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- （２）個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録をしておくこと。

3 個人情報の内容

- （１）氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業所が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報等
- （２）認定調査票、主治医意見書及び介護認定審査会における判定結果の意見等

4 使用する期間

契約締結日から契約終了日まで

社会福祉法人茨城町福祉協議会
地域包括支援センター 宛

利用者	住所	茨城町
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	

様

事業所名：

担当ケアマネジャー名：

連絡先：

利用者・ご家族の方へ
担当ケアマネジャーから「5つのお願い」

利用者の方に、切れ目のないケアサービスを提供し、安心した療養生活を送って頂くために、担当ケアマネジャーから、以下の点についてお願い致します。

もしも、利用者の方が入院された場合は…、

- ① 病院へは「保険証／お薬手帳／介護保険証」を持参して下さい。
- ② 急な入院の場合、出来るだけ早く、担当ケアマネジャーに連絡を下さい。
また、あらかじめ入院の予定が決まっている場合は、事前にお知らせ下さい。
- ③ 病院へは「担当ケアマネジャー」がいることをお知らせ下さい。
(担当ケアマネジャーの「氏名」や「連絡先」など)

病院から何か説明があった場合は…、

- ④ 利用者の方が退院後、すみやかに自宅での療養生活が始められるよう準備を進めるために、「今、どんな状況か」を早めに知りたいので、病院からの説明内容は担当ケアマネジャーにも教えて下さい。
(特に、「病状」や「退院の目処」)

家に帰る準備をするために、病院にお願いして欲しいこと

- ⑤ 退院の目処がみえてきたら、担当ケアマネジャーを病院へ呼んで下さるように、ご家族からも病院にお願いして下さい。